

平成 30 年 7 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社アクトコール
代 表 者 名 代表取締役 平井俊広
(コード番号：6064 東証マザーズ)
問 い 合 せ 先 専務取締役 菊井 聡
電 話 番 号 03 - 5312 - 2303

平成 30 年 11 月期 第 2 四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日開催の臨時取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長申請書を関東財務局へ提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

平成 30 年 11 月期 第 2 四半期報告書 (自 平成 30 年 3 月 1 日 至 平成 30 年 5 月 31 日)

2. 延長前の提出期限

平成 30 年 7 月 17 日

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 30 年 8 月 15 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、平成 30 年 7 月 9 日付「過年度の有価証券報告書等の訂正の可能性に関するお知らせ」及び平成 30 年 7 月 10 日付「第三者委員会設置に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、会計監査人が、平成 30 年 11 月期第 2 四半期レビューの過程で検出された不動産総合ソリューション事業におけるグループ会社間での資金支出を端緒として、平成 29 年 11 月期における他社に対する不動産売買等の現状確認をしたところ、当社又は当社子会社に関わる同不動産売買及び不動産フランチャイズ権利販売において、会計上疑義のある複数の取引が存在し、かつ、当該取引に弊社代表取締役及びその他の取締役が関与している可能性が高いことが判明いたしました。

当社といたしましては、本件に関し、専門的かつ客観的な見地からの調査が必要と判断し、平成 30 年 7 月 10 日に臨時取締役会を開催し、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第

三者委員会の設置を決議し、当該取引の事実関係の調査等を開始いたしました。当該調査では、事実関係の確認に加えて、平成 29 年 11 月期における会計処理訂正の要否の判断や万が一訂正が必要な場合の影響範囲・影響額の確認、不動産総合ソリューション事業における当該取引以外の不透明取引の有無の確認及び各不透明取引発生の原因究明、責任の所在の明確化及び再発防止策に関する提言を行います。

今後、第三者委員会による中間報告までの調査及び取りまとめに約 20 日、会計監査人による追加監査手続、調査結果の査閲及び平成 30 年 11 月期第 2 四半期報告書のレビュー等に約 14 日、当社での第三者委員会のヒアリング対応、過年度有価証券報告書等の訂正作業等に約 25 日とそれぞれに時間を要する予定であり、全体を通して約 35 日の時間が必要と見込んでおります。

このような状況に鑑み、当該四半期報告書の法定期限内での提出は困難であるとの判断に至り、平成 30 年 7 月 12 日開催の臨時取締役会において、提出期限を平成 30 年 8 月 15 日とした四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請を提出することを決議いたしました。

なお、第三者委員会による調査結果につきましては、報告書受領後速やかにお知らせいたします。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、市場関係者及び取引先の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

以上